令和８年 10 月 15 日公告

条件付一般競争入札による
市有不動産の一時貸付
実　施　要　領

＜入札実施方法＞
　大阪市行政オンラインシステムを使って、電子申請により入札参加申請手続き及び入札を実施します。

令和８年 12 月入札
大阪市契約管財局

※大阪市契約管財局が行う、市有不動産の一時貸付の条件付一般競争入札に参加される方は、この実施要領をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

目　　次

ページ
1　条件付一般競争入札のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

2　入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

3　現地見学会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

4　入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

5　契約上の主な特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

6　入札参加申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

7　入札参加資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

8　入札参加資格結果通知及び入札保証金納付書発送・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

9　入札保証金の納付及び入札書の作成期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

10　入札書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

11　開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

12　入札保証金の還付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

13　契約説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

14　契約の締結等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

15　入札保証金の帰属・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

16　落札に至らなかった物件の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

17　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

問合せ先・開札場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

貸付物件調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

［様式など］
利用計画図（参考）、市有財産賃貸借契約書（案）［標準様式］

1　条件付一般競争入札のスケジュール

①
•公告日・入札実施要領配布開始
令和８年10月15日（木曜日）

②
•申込受付期間
令和８年10月15日（木曜日）～令和８年11月17日（火曜日）17時30分
行政オンラインシステムより申込を行ってください。

③
•現地見学会
日程は、「３　現地見学会」でご確認ください。

④
•入札参加資格審査期間
令和８年11月18日（水曜日）～令和８年11月19日（木曜日）

⑤
•入札参加資格結果通知及び入札保証金納付書発送日
令和８年11月20日（金曜日）
申請された登録メールアドレスあて審査結果の送信を行います。

⑥
•入札書作成及び入札保証金納付期限
令和８年12月14日（月曜日）17時30分
⑤で送付された納付書にて、大阪市公金収納取扱金融機関窓口で入札保証金を納付し、大阪市行政オンラインシステム上で指定の期間内に入札書を作成してください。

⑦
•入札書提出期限
令和８年12月15日（火曜日）～令和８年12月16日（水曜日）16時30分（必着）
⑥で作成した入札書の提出を行ってください。
指定の期間内に提出されず、又は到達しなかった入札は無効となります。

⑧
•開札
令和８年12月17日（木曜日）10時00分
開札会場：大阪市契約管財局入札室（大阪産業創造館11階）
結果公表は11時30分を予定しています。

⑨
•契約締結期限
令和９年１月15日（金曜日）
賃貸借契約は、入札参加申込書に記載された名義で行います。

⑩
•貸付開始日
•令和９年４月１日（木曜日）

２　入札物件　※各物件は、今後予告なしに中止する場合があります。

物件番号	所在地（住居表示）	貸付地積（㎡）	指定用途	賃貸借期間	予定価格（賃貸借料月額）（注３）
2601	大阪市平野区長吉長原東三丁目940番、1078番4内	205.29	平面利用（注１）	（初年）令和９年４月１日～令和10年３月31日（更新による最長貸付期限）令和12年３月31日まで（注２）	86,100円
2602	大阪市東淀川区柴島二丁目427番7内	30	平面利用（注１）	（初年）令和９年４月１日～令和10年３月31日（更新による最長貸付期限）令和12年３月31日まで（注２）	15,000円
2603	大阪市中央区松屋町住吉119番内	102	平面利用（注１）	（初年）令和９年４月１日～令和10年３月31日（更新による最長貸付期限）令和12年３月31日まで（注２）	144,000円

注１　借地借家法第25条が適用される一時使用は、平面利用に含まれます。

注２　本入札物件については、賃貸借期間満了の３か月前までに申請を行えば、更に向こう１年更新することができるものとします。（**本市の土地活用上の理由等により必ずしも更新ができるものではありません**。また、契約違反している場合や本市の指導に従わない場合は、更新しません。土地を返還される場合には、原状回復して返還してください。）

注３　予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。なお、賃貸借期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

注４　本入札物件については、**粉じんの発生が予想される砕石・砂・残土等の置場や、廃棄物等の仮置き場や中継地として利用できません**。

入札物件は、すべて現状有姿で貸付けますので、お申込み前に現況及び物件の近隣周辺環境を必ず確認してください。土壌汚染や埋設物について、本市は調査、対策を行いません。ガレキ、土砂、雑草等が残置していても本市は処分等を行いません。必要に応じて落札者の負担で対応してください。また、本市は、本物件について、種類、性質又は数量に関して本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負いません。なお、申込時と契約時において、現況に変更があった場合においても、契約時の現況が優先します。如何なる場合も本市は責任を負いません。

３　現地見学会

下記のとおり、現地見学会を開催します。現地見学会の参加は、入札参加の条件にはしておりませんが、物件は現状有姿のまま引渡しますので、できる限りご参加ください。

物件番号	所在地（住居表示）	現地見学会日時
2601	大阪市平野区長吉長原東三丁目 940 番、1078 番4内	令和８年 10 月 26 日（月） 14:00～14:30
2602	大阪市東淀川区柴島二丁目427番7内	令和８年 10 月 27 日（火） 14:00～14:30
2603	大阪市中央区松屋町住吉 119 番内	令和８年 10 月 28 日（水） 14:00～14:30

希望者は、事前に大阪市行政オンラインシステム上で参加申込みをしてください。

手続き名：条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）
/現地見学会参加の申込み

QR コード

https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/6f102637-5f92-48f2-ac81-6c61fd612c54/start

現地見学会申込受付期間

令和８年 10 月 15 日（木曜日）から令和８年 10 月 23 日（金曜日）17 時 30 分まで

4　入札参加資格

個人及び法人。ただし、次に該当する方は、申込みの資格がありません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

(2) 契約管財局管財部が実施した入札参加資格の制限に該当する者

(3) 大阪市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者

※大阪市暴力団排除条例第２条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2)暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(3)暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第３条

条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者

(3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

５　契約上の主な特約

賃貸借契約には次の特約を付します。借受人はこれらの定めに従っていただきます。

(1)　土地の貸付条件

平面利用（コインパーキングを含む。）・展示場（仮設）等その他平面的な利用に限定します。

ア　建物及び工作物等の設置については、借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 25 条が適用される場合に限り認めることとします。

イ　使用目的・利用計画について、入札参加申込時に提案していただきます。本市の承認を得ずに使用目的を変更することはできません。

(2)　禁止する用途

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。

ウ　地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。

エ　悪臭・騒音・粉じん・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

(3)　権利設定及び譲渡の禁止

賃借人は、あらかじめ書面による本市の承認を得ずに入札物件を転貸や賃借権の譲渡を行うことはできません。また、賃借権を担保に供することはできません。

なお、賃貸駐車場は転貸と解釈しません。

(4)　実地調査

(1)(2)に定める義務の履行状況を確認するため、市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがありますが、その場合は協力する義務があります。

(5)　契約解除

賃貸借契約書に反することが明らかとなった場合には、契約を解除することがあります。

６　入札参加申込

※入札参加申込は、行政オンラインシステムにより申請を行ってください。

手続き名：条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）
／入札参加申込み

QR コード

https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/7ef06468-1f2a-4d32-b9e1-907c9f630bd6/start

大阪市行政オンラインシステムを初めて利用される方は、利用者登録（新規登録）を行い手続きに進んでください。

なお、大阪市行政オンラインシステムの利用者登録をされた名義で賃貸借契約を締結しますので、登録される名義については、ご注意ください。

(1) 申込受付期間

令和８年 10 月 15 日（木曜日）から令和８年 11 月 17 日（火曜日）17 時 30 分まで

(2) 申込みに必要な書類

	提出書類	説明
ア	＜個人＞印鑑登録証明書 ＜法人＞印鑑証明書	・**申込日より３か月以内に発行されたもの**に限ります。
イ	＜個人＞住民票の写し ＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本	・登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。 ・**申込日より３か月以内に発行されたもの**に限ります。
ウ	土地利用計画図	・土地の利用にあたっての計画図（例　各種レイアウト（工作物を含む。））を図示していただき、使用用途がはっきりわかるよう示してください。 ・特に様式は定めていませんので、別紙「土地利用計画図」（参考）を参考に各自で作成してください。
上記書類をスキャンデータ（PDF 等）又は写真（jpg 等）で添付ください。		

（注）・落札決定後、落札者のみ上記ア、イの原本を提出していただきます。

・入札参加申込時に利用計画及び利用計画図を確認し、必要に応じて、ヒアリング等を行う場合があります。なお、貸付条件及び禁止用途に抵触していると本市が判断する場合は、入札参加資格がないものとします。

・本市が申込みの受付に際し取得する個人情報は、本市不動産の契約関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例により制限されています。

７　入札参加資格審査

行政オンラインシステムにより送信された書類を用いて審査を行います。

審査期間：令和８年 11 月 18 日（水曜日）～令和８年 11 月 19 日（木曜日）

８　入札参加資格結果通知及び入札保証金納付書発送

(1) 入札参加資格結果通知

令和８年 11 月 20 日（金曜日）

資格審査を行った結果を、申請者に対して登録メールアドレスあて通知します。

なお、資格審査を行った結果、「資格あり」となった者に対しては、次の内容を通知します。

	通知内容
ア	入札書作成及び提出時に入力が必要となる「入札時確認コード」
イ	「条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）／***入札書作成***」にログインするためのＵＲＬ
ウ	「条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）／***入札書提出***」にログインするためのＵＲＬ

(2) 入札保証金納付書の送付

令和８年 11 月 20 日（金曜日）

資格審査を行った結果、「資格あり」となった者に対して、次の書類を登録住所あて特定記録郵便により発送します。

	送付書類	説明
ア	納付書・領収証書及び記入例	本市所定様式（３枚複写）
イ	委任状	くじにより落札者を決定する際、代理人がくじを引く場合に使用します。（詳細は 11 開札(5)を参照。）

※令和８年 11 月 25 日（水）までに書類が届かない場合は、大阪市契約管財局管財部管財課管財グループまでお問い合わせください。

(3) その他

落札後の賃貸借契約は、入札参加申込者名義以外では行いません。

また、資格審査結果通知以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札に参加できない旨の通知を送信します。

９　入札保証金の納付及び入札書の作成期限

(1) 入札保証金の納付

ア　入札参加者は、あらかじめ大阪市公金収納取扱金融機関窓口で、前記８「入札参加資格結果通知及び入札保証金納付書発送」(2)にて送付する本市所定の納付書（所定事項を全て記入しておくこと。）により、入札保証金を納付してください。

※ＡＴＭ及びインターネットバンキングによる振込みは不可です。必ず金融機関の窓口にて振込手続を行ってください。

イ　入札書に記入する賃貸借料月額（消費税等を含みません。）の３か月分以上の金額を納付してください。

ウ　金融機関で納付の際に受け取った領収印押印済の納付書・領収証書（本人控）の写しが入札に必要となります。無くさないように保管して下さい。

※納付書の記入を誤った場合は、大阪市契約管財局管財部管財課管財グループ（大阪産業創造館８階）にて再発行しますので、事前にお問い合わせください。（連絡先：06-6484-5156）**訂正印等による訂正は行わないでください。**

エ　入札保証金納付期限　令和８年 12 月 14 日（月曜日）

(2) 入札書の作成

※入札書の作成は、大阪市行政オンラインシステムにより行ってください。

手続き名：条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）
／入札書作成

入札金額は、**１か月分の賃貸借料の額**（消費税等を含みません。）としてください。

ＵＲＬ：前記８(1)で通知したメールに示す物件番号ごとのＵＲＬから、大阪市行政オンラインシステムにより入札書の作成を行ってください。

ア 作成期限

令和８年 12 月 14 日（月曜日）17 時 30 分まで

なお、**作成期限を過ぎますと、入札書の作成ができませんのでご注意ください。**

イ 入札書作成に必要な書類

提出書類	説明
領収印押印済の納付書・領収証書（本人控）	・本市所定様式 ・入札保証金納付額は、入札書に記入する賃貸借料月額（消費税等を含みません。）の３か月分以上の金額であること
上記書類をスキャンデータ（PDF 等）又は写真（jpg 等）で添付ください。	

10　入札書提出期限

※入札書の提出は、大阪市行政オンラインシステムにより行ってください。

手続き名：条件付一般競争入札による市有不動産の一時貸付（令和８年 12 月）／入札書提出

ＵＲＬ：前記８(1)で通知したメールに示すＵＲＬから、大阪市行政オンラインシステムにより入札書の提出を行ってください。

(1) 大阪市行政オンラインシステムでの入札書提出期間

令和８年 12 月 15 日（火曜日）9 時 00 分から令和８年 12 月 16 日（水曜日）16 時 30 分まで

(2) 注意事項

・前記９(2)にて入札書の作成を行っていた場合でも、本手続きによる入札書提出ページにて「提出する」の選択がされなかった場合は、入札書の提出がなかったものとし、入札は無効となります。

・指定の期間内に提出されず、又は到達しなかった入札は無効となります。

・入札書提出後の書換え、引換え及び撤回はできません。

11　開札

(1) 開札の日時

開札日時　令和８年 12 月 17 日（木曜日）午前 10 時 00 分（開場は午前９時 45 分）

※ 開札に立ち会うこともできますが、開札は大阪市行政オンラインシステムから申請及び添付いただいたデータをダウンロードしたうえでの確認作業等が必要となるため、結果公表まで時間を要します。結果公表は同日午前 11 時 30 分を予定しておりますが、準備が整い次第、ホームページにも掲載します。詳細は、(6)をご覧ください。

(2) 開札場所

大阪市中央区本町１丁目４－５（大阪産業創造館 11 階）　大阪市契約管財局入札室

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア　予定価格を下回る価格による入札

イ　入札参加資格がない者のした入札

ウ　指定の期間内までに提出されず、又は到達しなかった入札

エ　入札保証金を指定の期日までに納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札

オ　該当する物件の入札保証金の領収印押印済の納付書・領収証書の提出がなかった者の入札

カ　大阪市行政オンラインシステムを用いないでした入札。ただし、本市が別途指示した場合は除く

キ　同一入札について入札者が２以上の入札をしたときは、その全部の入札

ク　入札に関し不正な行為を行った者がした入札

ケ　その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者

落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とします。

(5) くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。開札結果公表予定時にくじの対象となる入札者が立ち会われていない場合は、入札参加申込時に記載されている電話番号に本市から連絡のうえ、開札当日の 16 時 00 分から、(2)開札場所において行うものとします。

入札者のうち、くじを引かない者（くじ会場に参集できない場合を含む）がある場合は、本市が指定した者（入札事務に関係のない職員）が入札者に代わってくじを引き、落札者を決定します。

なお、入札者又はその代理人（委任状が必要です。）がくじを引く場合、本人であることの確認をさせていただきます。運転免許証、健康保険証、マイナンバー（個人番号）カード、旅券、宅地建物取引士証など本人確認ができる書類（原本）をご持参ください。

(6) 入札結果・経過の公表

(2)開札場所においては、開札結果公表予定時刻以降、準備が整い次第、落札者があるときは、全入札者の入札金額及び入札者名（個人の場合は落札者名のみ）を、落札者がないときはその旨を、口頭にて発表します。

また、開札終了後、準備が整い次第、上記内容を記載した入札経過調書をホームページで公表するとともに、入札参加者には参加申込時に入力されたメールアドレスに、その旨お知らせのメールを送付し、大阪市契約管財局管財部事務室（大阪産業創造館８階）へ配架します。なお、電話での問い合わせに対しては、落札者名及び落札金額を回答します。

(7)入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害、その他やむを得ない理由があるときは、開札を中止又は開札期日を延期することがあります。

12　入札保証金の還付等

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札書作成時に入力された振込先へ返還します。

（還付については、開札終了後から起算し約４週間程度の日数を要します。）。

なお、入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

※入札保証金を納付したものの、入札書の作成を行わなかった場合は、開札後速やかに大阪市契約管財局管財部管財課（大阪産業創造館８階）へ連絡してください（連絡先：06-6484-5156）。振込先確認のため、追って「入札保証金届出書」をメール等にてお送りしますので、速やかに提出してください。

連絡がない場合や、「入札保証金届出書」が提出いただけない場合は、振込先が確認できないため還付までにお時間をいただくことがあります。

13　契約説明会

(1) 契約説明会の開催

開札終了後、令和８年 12 月 22 日（火曜日）までに契約説明会を大阪市契約管財局管財部管財課（大阪産業創造館８階）で行います。契約説明会には、落札者本人又は代理人が必ず出席してください。正当な理由がなく契約説明会に出席しない場合は、契約の締結を行わない場合があります。

なお、日時については別途契約管財局入札担当者から連絡させていただきます。

(2) 契約説明会出席時に必要な書類

	提出書類	説明
ア	＜個人＞印鑑登録証明書 ＜法人＞印鑑証明書	・**申込日より３か月以内に発行されたもの**に限ります。
イ	＜個人＞住民票の写し ＜法人＞法人の登記事項証明書又は登記簿謄本	・登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。 ・**申込日より３か月以内に発行されたもの**に限ります。
ウ	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書	・本市所定様式（A4 サイズ両面印刷または片面印刷で１枚目と２枚目の間に割り印したもの）
いずれの提出書類も原本を提出してください。		

14　契約の締結等

(1)　賃貸借契約の締結

賃貸借契約の締結は、入札参加申込書に記載された名義で「市有財産賃貸借契約書」または、「市有財産賃貸借契約書（一時使用）（ただし、建物及び工作物等を設置し借地借家法（平成３年法律第 90 号）第 25 条が適用される場合）」、によって**令和９年１月 15 日（金曜日）（注）まで**に行います。

なお、落札以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に入札参加資格がないことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。

（注）本市より指示があった場合は、この限りではありません。

(2)　契約金額

契約金額（月額）は、落札金額に消費税等を加算した額とします。

(3)　契約保証金

賃貸借契約締結前に、契約保証金として、契約金額（税込み金額となります）の**３か月分以上**を納付していただき、契約保証金の納付を確認します。納付された領収証書の原本を契約書提出時に提示してください。（既納の入札保証金を賃貸借契約締結時に契約保証金に充当し、不足額を本市の発行する納付書にて原則として、令和８年 12 月 25 日（金曜日）までに納付していただきます。）

(4)　連帯保証人

連帯保証人は、借受人と連帯して本契約から生ずる一切の債務履行の責任を負わなければなりません。（連帯保証人が個人の場合は、極度額を設定し、その額は賃貸借料一年分とします。また、借受人は、連帯保証人に対し、民法 465 条の 10 第１項に規定される情報を提供する必要があります。）

連帯保証人は、次のア及びイの資格を有し、かつ本市が承認する者でなければなりません。

ア　大阪市内又は近隣市町村に住所又は事務所を有すること

イ　賃料年額の５倍以上の年間所得又は固定資産を有すること

また、次の(ｱ)から(ｶ)に掲げる事由が生じたときは、借受人は速やかに本市の承認する連帯保証人を新たに立てなければなりません。ただし、次の(ｲ)及び(ｴ)については連帯保証人が法人である場合、この限りではありません。

(ｱ)　連帯保証人が上記に掲げる資格を失ったとき

(ｲ)　借受人又は連帯保証人が死亡したとき

(ｳ)　連帯保証人が解散したとき

(ｴ)　本市が、連帯保証人の財産について、金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき

(ｵ)　連帯保証人が破産手続開始の決定を受けたとき

(ｶ)　その他本市が必要であると認めたとき

なお、**契約保証金として契約金額の６か月分以上（原状回復に必要な費用が６か月分を超えるときはその額を加算する。）を提供したときは、連帯保証人は不要です**。

(5)　賃貸借料の納付

賃貸借料については、次の納入期限までに本市発行の納入通知書により納付していただきます。

期　　間	納入期限
令和９年４月１日から令和９年９月 30 日まで	令和９年４月 30 日
令和９年 10 月１日から令和 10 年３月 31 日まで	令和９年 10 月 29 日

15　入札保証金の帰属

落札者が正当な理由なく、指定する期限までに契約を締結しないときは、落札の効力を失い、既納の入札保証金は、本市に帰属しお返しすることができません。また、入札参加資格の制限を行います。

16　落札に至らなかった物件の貸付

落札に至らなかった物件については、先着順による物件の一時貸付を実施します。

本市ホームページ上の「先着順による市有不動産の一時貸付実施要領（契約管財局実施分）」（令和８年 12 月 22 日（火曜日）掲載開始予定）をご覧いただくか、大阪市契約管財局管財部管財課管財グループまでお問い合わせください。

17　その他

(1) 市有財産賃貸借契約書に貼付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受人の負担となります。

(2) 入札物件について、工作物等を設置する場合には、入札申込前に、設計、工法について協議していただきます。

(3) 歩道改修工事等を行う場合は、関係法令を遵守し、関係官庁等の指示に従うとともに、近隣住民に十分な説明を行ってください。

(4) 契約に際して、物件調書に記載のとおり条件がありますので必ずご確認ください。

(5) 本実施要領に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市契約規則等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

(6) メールマガジンでは最新の不動産情報を配信しています。登録は次のアドレスからお願いします。
(https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000036691.html)

問い合わせ先・開札場所

大阪市契約管財局管財部管財課管財グループ

大阪市中央区本町１丁目４－５　大阪産業創造館　８階（問い合わせ先）
大阪産業創造館　11 階（開札場所）

電話　　０６－６４８４－５１５６
ＦＡＸ　０６－６４８４－７９９０
ＵＲＬ　https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/

◆　大阪産業創造館へのアクセス

Osaka Metro「中央線」「堺筋線」の「堺筋本町駅」から、徒歩約５分。東警察署の道路を挟み北東の斜め向かい。

①　Osaka Metro 中央線利用

・１号出口または２号出口から、北へ。本町通の横断歩道を北に渡り、東（右）に進むと川（本町橋）の手前にあり。

②　Osaka Metro 堺筋線利用

・12 号出口から、本町通をまっすぐ東へ。信号を２つ渡り、川（本町橋）の手前にあり。

③　阪神高速１号環状線利用

・阪神高速１号環状線本町出口降りてすぐ。

※ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。
産業創造館の有料駐車場はありますが、駐車台数に限りがあります。

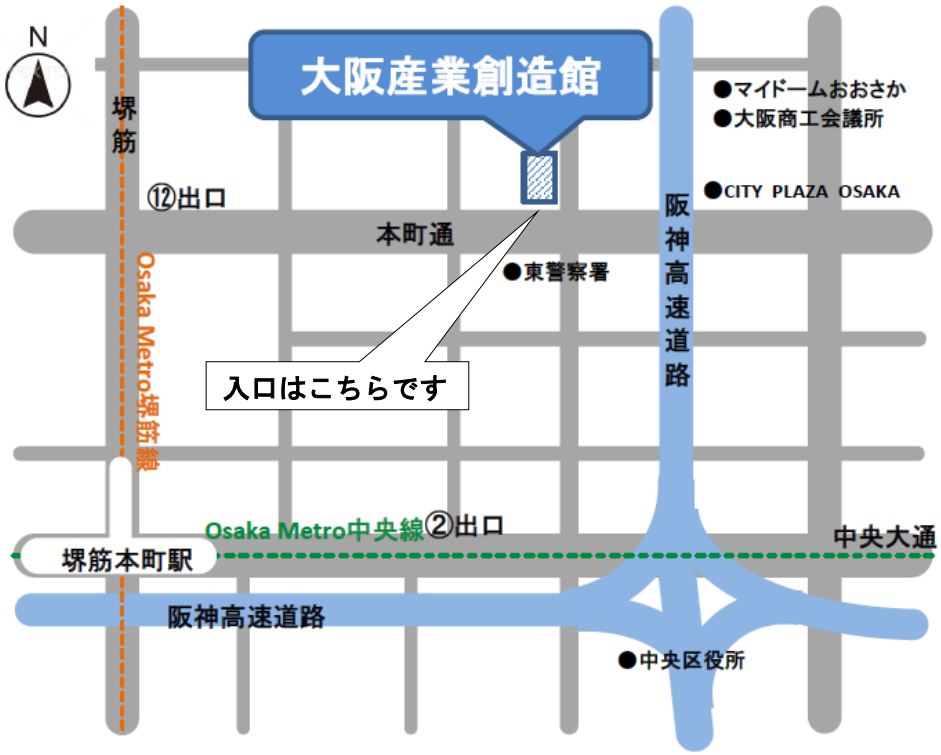

物件調書

≪ご注意≫

★　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

★　物件調書、図面と異なる場合は、現況を優先します。なお、入札時と契約時の現況が異なる場合は、契約時の現況を優先します。

★　物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地等の調査確認を行ってください。

★　如何なる場合も本市は責任を負いません。

★　入札は、今後予告なしに中止する場合があります。